

西伯町・会見町合併協議会 第22回会議

日時：平成16年2月10日（火）13:30～17:00

場所：会見町役場2階 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 協議事項

(1) 平成15年度合併協議会補正予算（第2号）の承認について

(2) 合併協定書（第1回修正案）について

(3) 行政区の取り扱いについて

(4) 情報化業務の取り扱いについて

(5) 定住化対策業務の取り扱いの変更について

5 提案事項

(1) 住民福祉部会 老人福祉業務の取り扱いについて

(2) 住民福祉部会 同和対策（隣保館・児童館）業務の取り扱いについて

(3) 総務企画部会 広域連合・一部事務組合等の取り扱いについて

(4) 総務企画部会 公共的団体の取り扱いについて

(5) 総務企画部会 財産（地方債・債務負担行為等）の取り扱いについて

(6) 総務企画部会 補助金・交付金等の取り扱いについて

(7) 総務企画部会 一般職の職員の身分の取り扱いについて

6 報告事項

- (1) 合併協定調印式の実施概要について
- (2) まちづくり委員会第2ステージ委員の募集について
- (3) 新町発足前後の実務に関する先進事例調査について

7 今後の協議会開催日程について

- ・第23回会議 日時：平成16年2月25日(水) 9:00～12:00
場所：プラザ西伯 会議室
- ・第24回会議 日時：平成16年3月30日(火) 13:30～17:00
場所：会見町役場 会議室

8 その他

9 副会長あいさつ

10 閉会

議案 第1号

平成15年度西伯町・会見町合併協議会補正予算（第2号）の承認について

平成15年度西伯町・会見町合併協議会の補正予算を西伯町・会見町合併協議会規約第17条の規定に基づき、別紙のとおり補正予算の承認を求める。

平成16年2月10日 提出

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

議案 第2号

合併協定書（第1回修正案）について

合併協定書については、平成16年1月15日開催の西伯町・会見町合併協議会第19回会議提案事項第1号を別添のとおり修正する。

平成16年2月10日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

（参考）合併協定書に関する日程

提 案	第19回会議	平成16年1月15日
協 議	第20回会議	平成16年1月28日
	第22回会議	平成16年2月10日
協議・決定	第23回会議	平成16年2月25日

調印式 平成16年2月26日（予定）

議案 第3号

行政区の取り扱いについて

新町における行政区の取り扱いについては、平成16年1月28日開催の西伯町・会見町合併協議会第20回会議提案事項第1号のとおりとする。

平成16年2月10日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

議案 第4号

情報化業務の取り扱いについて

新町における情報化業務の取り扱いについては、平成16年1月28日開催の西伯町・会見町合併協議会第20回会議提案事項第2号のとおりとする。

平成16年2月10日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

議案 第5号

定住化対策業務の取り扱いの変更について

平成15年12月6日開催の第17回会議において確認された定住化対策業務について、別紙のとおり変更する。

平成16年2月10日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

提案事項 第1号

老人福祉業務の取り扱いについて

新町における老人福祉業務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成16年2月10日 提案

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

提案事項 第2号

同和対策（隣保館・児童館）業務の取り扱いについて

新町における同和対策（隣保館・児童館）業務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成16年2月10日 提案

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

提案事項 第3号

広域連合・一部事務組合等の取り扱いについて

新町における広域連合・一部事務組合等の取り扱いについては、現行のとおりとする。

平成16年2月10日 提案

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

提案事項 第4号

公共的団体の取り扱いについて

新町における公共的団体の取り扱い方針については、以下のとおりとする。

平成 16 年 2 月 10 日 提案

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

両町に共通している団体は、原則として新町発足時に統合するよう調整する。

新町発足時に統合できない団体等については、新町発足後可能な限り早期に統合するよう調整する。

なお、独自の団体については、現行のとおりとする。

提案事項 第5号

財産（地方債・債務負担行為等）の取り扱いについて

新町における財産（地方債・債務負担行為等）の取り扱いについては、新町に引き継ぐものとする。

平成16年2月10日 提案

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

（参考）

- 1 地方債の状況（平成15年3月現在）
- 2 債務負担の状況（平成15年4月現在）

補助金・交付金等の取り扱いについて

補助金・交付金等の取り扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 2 月 10 日 提案

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

すでに協議された事項を除くほか、当面次の方針で新町発足後早い時期に統一を図る。

なお、「南部町まちづくり計画」を踏まえて、補助金等の目的・効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直しを行うこととする。

両町で同一あるいは同種の団体に対する補助金等は、関係団体の理解と協力を得て組織統合を推進し、補助金を統一する方向で調整する。

いずれかの町のみにある団体に対する補助金等は、制度の経緯、実績を踏まえ、新町全体の均衡に配慮して調整する。

両町で同一あるいは同種の事業に対する補助金等は、制度を統一する方向で調整する。

いずれかの町のみで実施している補助金等は、制度の経緯、実績を踏まえ、新町全体の均衡に配慮して調整する。

他の補助金等と整理統合できる補助金等については、整理統合の方向で調整する。

一般職の身分の取り扱いについて

一般職の身分の取り扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 2 月 10 日 提案

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

- 1 両町の一般職の職員は、合併特例法第9条の規定に基づき新町の職員として引き継ぐこととする。
- 2 職員数については、新町において定員の適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3 職名及び任用要件については、新町発足時に統一する。
- 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化、財政の健全性維持の観点から総合的に調整し統一する。

なお、新町発足時には、旧町における給与を保証する。

(参考)

- 1 合併特例法第9条：職員の身分取り扱い
第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。
 - 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員の全てに通じて公正に処理しなければならない。
- 2 一般職職員の任用等の現況・・・別添のとおり

合併協定調印式の日程について

合併協定調印式の日程は、以下のとおりである。

平成16年2月10日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭 文

- 1 日 時 平成16年2月26日(水) 10:00～11:30
- 2 場 所 プラザ西伯(西伯町大字法勝寺)
- 3 次 第 次ページのとおり

西伯町・会見町合併協定調印式 及び 新町名称提案者感謝状贈呈式実施要領(案)

- 1 日時 平成16年2月26日(木)
式典：午前10時～11時
アトラクション：午前11時～11時30分
- 2 場所 プラザ西伯大会議室(式典・記者会見)、中研修室(控室)
- 3 主催 西伯町、会見町及び西伯町・会見町合併協議会
- 4 日程
 - (1) 開式
 - (2) 経過報告 西伯町・会見町合併協議会事務局長
会見町助役 野間田憲昭
 - (3) 合併協定調印 西伯町長 坂本昭文
会見町長 三鴨英輔
 - (4) 立会人署名 鳥取県知事・・両町議長
 - (5) 新町名称提案者
感謝状贈呈式 13名(代表1名に贈呈)
 - (6) 両町長挨拶 西伯町長 坂本昭文
会見町長 三鴨英輔
 - (7) 来賓祝辞 鳥取県知事
鳥取県議会議員 福間裕隆
(いずれかの町の)議長
 - (8) 祝電披露 西伯町・会見町合併協議会副事務局長
西伯町助役 加藤節雄
 - (9) アトラクション 西伯町：日本舞踊
会見町：伊勢大神楽
 - (10) 万歳三唱 (7)以外の町の議長
 - (11) 閉式
 - (12) 写真撮影

まちづくり委員会第2ステージ委員の募集について

まちづくり委員会第2ステージ委員を下記の要領で募集する

平成16年2月10日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭 文

- 1 現在のまちづくり委員会に対して、第2ステージへの参加意向を確認する。
時期：2月13日（金）まで
手法：全委員に対し、封書により別添企画案を、葉書により回答を得る。
- 2 1の参加意向状況を踏まえ、さらに町民の参加希望者を募る。
時期：2月中旬～下旬
手法：区長便による申込み用紙の配布、ホームページ内の専用サイトの構築ほか
- 3 委員の人数
・総数は、50名程度とする。
・町別の人数枠は設けない。

(参考)まちづくり委員会 第2ステージの展開案・・・別紙のとおり

まちづくり委員会 第2ステージの展開について(案)

1 目 的

西伯町・会見町の合併により誕生する南部町の建設計画の策定に当たり、両町民の有志として意見を述べたまちづくり委員会を中心に、合併決定後に必要となる合併に必要な事業等への住民参画または住民が主体となることが望ましい事業等の検討、企画、実施、評価について提言していただき、新町のまちづくりの準備を進める。

2 段階毎の活動等

(1) 第2ステージへの参加者募集

内容:まちづくり委員会を始め、趣旨に賛同し、まちづくり活動に意欲を有する町民を募集する。

時期:まちづくり計画(案)の報告会以後、2月中を目途とする。

方法: 区長便によるチラシ配布
協議会ホームページに応募フォーマットを作成
その他、行政無線などで呼びかける

(2) 参画分野等の検討

内容:新町のまちづくりに関する事項で、住民参画的手法で行うことが適当な項目を決定し、検討の方法などを決定する。

なお、想定される事項は次の通りである。

住民が参画する分野

町章・シンボル・各種宣言等慣行の決定、合併前における新町に関する町民への情報提供、新町総合計画の策定、校区の再編成、行政評価システムの導入

住民が主体となることが望ましい分野

全町民を対象とする一体感醸成に資するイベントの開催、各種団体・組織の統合

時期:3月中とする。

方法: 第2ステージ委員の自由な意見交換により、どのような事項を対象にすべきか決定する。事項別に担当する委員を決定する。

(3) 協議・検討

内容:住民参画を行う事項毎に、具体的な手法等を協議・決定し、協議会に提案する。

時期:4月から9月(合併協議会解散時)とする。ただし、合併前に実施すべき事項については、その時期を勘案して早期に報告する。

方法:事項毎に月に1~2回程度担当委員が集まり、意見交換し、文書化して報告する。

3 提案の位置づけ

提案は、協議会に報告の上、

新町発足までに実施すべきことについては、可能な限り住民と協議会が主体となって実施する。

新町発足後に実施すべきことについては、町長の職務を行うもの又は町長に対し、合併協議会での協議事項の一環として新町に引き継ぐこととする。

4 合併協議会事務局との関係

(1) 住民主体の原則

会議の開催、運営等は委員の話し合いで決定することとし、合併協議会事務局は、事務的な分野の支援に徹し、住民主体の活動として展開する。

(2) 財政支援等

合併協議会は、会議室の借り上げ、資料作成(印刷)、茶菓代等の最小限度の費用を負担する。

なお、資料の提供、各施設等の見学など、便宜供与を行うものとする。

新町発足前後の実務に関する先進事例調査について

新町発足前後の実務に関する先進事例調査を下記の日程で実施する。

平成 16 年 2 月 10 日

西伯町・会見町合併協議会
会 長 坂 本 昭 文

記

- (1) 目 的:新町発足前後の実務について、先進地の事例を具体的に調査することにより、南部町発足時の参考とし、円滑な事務の進捗を図る。
- (2) 視察先:広島県大崎上島町(平成 15 年 4 月 1 日発足、3 町による新設合併)
- (3) 日 程:2 月 1 1 日(水)~1 2 日(木)
- (4) 調査員:西伯町・会見町合併協議会事務局長ほか 9 名
- (5) 主な調査事項
 - 合併前の人事交流について
 - 給与等の調整について
 - 自治組織について
 - 名称変更に伴う各種事務について
 - 各種団体の統合について
 - 町営事業等に係る国・県等の許認可手続きについて

平成 1 5 年度西伯町・会見町合併協議会会計補正予算書(第 2 号)

平成 15 年度西伯町・会見町合併協議会会計補正予算書(第 2 号)

平成 15 年度西伯町・会見町合併協議会会計補正予算書(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,121 千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 22,724 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 15 年 2 月 10 日 議決

西伯町・会見町合併協議会会長 坂本 昭文

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 負担金				
	1 負担金	24,844	2,122	22,722
2 諸収入				
	2 雑入	0	1	1
歳入合計		24,845	2,121	22,724

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 協議会費				
	1 協議会費	24,635	1,951	22,684
2 予備費				
	1 予備費	210	170	40
歳出合計		24,845	2,121	22,724

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細

1 総括 歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 負担金	24,844	2,122	22,722
2 諸収入	0	1	1
歳入合計	24,845	2,121	22,724

歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 協議会費	24,635	1,951	22,684			1	1,952
2 予備費	210	170	40				170
歳出合計	24,845	2,121	22,724			1	2,122

1. 歳入

(款)1.負担金

(項)1.負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1.負担金	24,844	2,122	22,722	1 合併協議会負担金	2,122	1.西伯町合併協議会負担 1,061 2.会見町合併協議会負担 1,061
計	24,844	2,122	22,722			

(款)2.諸収入

(項)2.雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1.雑入	0	1	1	1 雑入	1	1.準備会預金利子 1
計	0	1	1			

歳入合計	24,845	2,121	22,724			
------	--------	-------	--------	--	--	--

2. 歳出

(款) 1. 協議会費

(項) 1. 協議会費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国・県 支出金	地方債	その他				
1 協議会費	24,635	1,951	22,684	0	0	1	1,952	1 報酬	211	1 協議会委員 740 2 小委員会 518 3 監査員 11
								8 報償費	130	8 報償費 調印式謝金等 130
								9 旅費	103	9 旅費 103
								11 需用費	890	1 消耗品 110 3 印刷製本費 1,000
								12 役務費	8	1 郵便・電話 8
								13 委託料	1,490	2 物件費等 合併支援委託 2,627 会議録作成 1,137
								14 使用料及び 賃借料	150	14 使用料及び賃借料 パソコンソフト使用料等 150
								19 負担金補助 及び交付金	157	19 負担金補助及び交付金 職員超勤等負担金等 157
計	24,635	1,951	22,684	0	0	1	1,952		1,951	

(款) 2 . 予備費

(項) 1 . 予備費

(単位 : 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般 財源	区分		金額	
				国・県 支出金	地方債	その他					
1 予備費	210	170	40	0	0	0	170	1 予備費	170	1 予備費	170
計	210	170	40	0	0	0	170		170		

歳出合計	24,845	2,121	22,724			1	2,122				
------	--------	-------	--------	--	--	---	-------	--	--	--	--

〔 事務局原案 〕

バブルの崩壊とともに高度経済成長が終焉を告げ経済の低成長時代に入ったわが国は、少子、高齢化などを特徴とする成熟社会に移行してきた。そのため中央集権的に行ってきた社会システムを変換して分権型社会の実現を目指すとして、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、本格的な地方分権、住民自治の新しい時代の幕が開けた。

私たちの暮らす西伯町、会見町は共に昭和30年に発足し、隣接する町として連携協力しながら地域の発展と住民の福祉の向上に努め、やがて50年の節目の年を迎えようとしている。

歴史の転換点不況の中で厳しい財政状況を背景に、少子高齢化、国際化、情報化、グローバル化など私たちの町が経験したこともないさまざまな課題に積極果敢に対応していくために強い自治体が求められるところとなり、私たちは合併を有力な町づくりの手法として選択し町の未来を切り拓いて行く決意をした。

合併に当たっては、社会的な課題に合わせ中山間地に位置する私たちの町が農林業の衰退と共に、人口の減少や集落の消滅といった有史以来の危機的な状況にあることを踏まえ、それぞれの個性や状況にきめ細やかな対応ができる「町」の規模が最適と共通認識を持ち、平成15年1月、両町議会の賛同を得て合併協議会を設置して協議を進めて来た。

合併協議では個人で出来る事は個人で、個人で出来ない事は地域で、地域で出来ない事を行政が行うことが健全な町の発展の姿であると考え、地域住民の共同、住民参加によるまちづくりを基本方針として進めてきた。加えてごみ処理、消防など近隣市町村との広域的な連携によって効率的な運営を図っていくことも考慮した。

50年の歳月はそれぞれの特徴的な取り組みによって個性あふれる魅力的な町を実現してきたが、それだけに事務事業の調整は1年間をかけた苦労を伴う作業であった。しかし双方の特徴を生かし新しいまちを構想していく仕事は、夢の溢れる楽しいものでもあった。

厳しい財政事情を背景にしながらも新しい町の発展を願って両町を循環するバスの設置や、心ひとつにまちづくりを進めるための情報通信基盤整備などを盛り込んで、ここに新町まちづくり計画を策定した。決して満足の行くものではないが賢明な後進諸君が、変化してやまない社会の状況に合わせて計画を練り直し、より良いものに仕上げてくれることを期待するものである。

私たちは西伯町、会見町の先人が美しい自然の中で歴史と伝統を培ってきたこのすばらしい町のすべてを受け継ぎ、心と力を合わせて全国に誇れる「南部町」を共に築いていくことを誓い、子々孫々に至るまで末永く発展していくことを願いながらここに合併協定を締結する。

平成16年2月26日

西伯町・会見町合併協議会

1 合併の方式について

西伯郡西伯町及び同郡会見町を廃止して、両町の区域をもって新しい町を設置する合併とする。

2 合併の期日について

合併の期日は、平成16年10月1日とする。

3 新町の名称について

南部町（なんぶちょう）とする。

4 新町の事務所について

（1）事務所位置の取り扱いに関しては、次の事項を原則とする。

新町において町長の執務場所を始めとする執務体制の如何により地域間に不均衡が生じない様に常に状況確認を行うとともに、執務体制に起因する地域間の不均衡が生じた場合は速やかに解消に努めるものとする。

将来予定される統合庁舎の建設位置の決定にあたっては、地方自治法第4条の規定によるほか、バランスよく地域の発展が図られるように考慮して決定するものとする。

（2）現在の両町役場の呼称は、次のとおりとする。

現西伯町役場・・・南部町法勝寺庁舎と呼称する。

現会見町役場・・・南部町天萬庁舎と呼称する。

（3）執務体制は、次のとおりとする。

議会（その事務局を含む。）は、法勝寺庁舎に置く。

町長の執務場所は、法勝寺庁舎とする。

なお、天萬庁舎の議場を早期に改造して中央公民館的な利用、ホール的な利用を行うものとする。

5 新町建設計画について

別添「南部町まちづくり計画」のとおりとする。

6 財産の取扱いについて

両町の財産（権利及び義務を含む）は全て新町に引き継ぐものとする。

7 議会の議員の定数の取扱いについて

新町の議会の議員の定数は16とする。

なお、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新町設置の日から50日以内に一般選挙を行う。

8 農業委員会委員の取扱いについて

(1) 合併時における両町の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」とする。)第8条第1項第1号の規定により平成17年7月19日まで在任する。

(2) 新町発足後最初に執行する任期満了による選挙においては、選挙による委員の定数は18とし、現在の各町の区域を以て設置した選挙区ごとに選出する。なお、各選挙区の定数は、西伯町の区域は10、会見町の区域は8とする。

(3) 新町発足後2回目以降の選挙による委員の選挙に関する事項は、新町において調整する。

9 特別職の職員の取扱いについて

(1) 新町には収入役を置かないこととし、助役にその事務を兼掌させるものとする。

(2) 町長、助役、教育長の任期は、各法令の定めるところによる。

(3) 教育委員会、選挙管理委員会等の行政委員会の委員数、任期は各法令の定めるところによる。

(4) 審議会、委員会等の附属機関は、現に両町に設置されていて新町に引き続いて設置する必要のあるものは、原則として統合するものとし、その他のものは新町発足後統合を図る。

(5) 特別職の報酬額は、原則として会見町の例によることとし、「南部町まちづくり計画」に沿って削減を図る。

10 一般職の職員の身分の取扱いについて

(1) 両町の一般職の職員は、合併特例法第9条の規定に基づき新町の職員として引き継ぐこととする。

(2) 職員数については、新町において定員の適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

(3) 職名及び任用要件については、新町発足時に統一する。

(4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化、財政の健全性維持の観点から総合的に調整し統一する。

なお、新町発足時においては、旧町における給与を保証する。

11 条例・規則等の取扱いについて

合併協議会で決定した調整内容等に基づき、新町発足時に即時施行するもの、従来の内容のまま暫定的に施行するもの、漸次施行するものに区分して整備・施行する。

12 事務組織及び機構について

(1) 新町発足時における事務組織及び配置は、別表のとおりとする。

(2) 新町発足後、定員管理計画との整合を図ると共に、事業を円滑に執行するため、適宜事務組織及び機構を見直すこととする。

13 広域連合・一部事務組合等の取扱いについて

次に掲げる広域連合等については、引き続き共同して事務処理を行うこととし、合併の日までに所要の調整を行うこととする。

- ・南部箕蚊屋広域連合

- ・西伯町ほか二か町清掃施設管理組合

- ・米子市ほか9か町村衛生施設組合(平成16年4月1日に統合予定)

- ・鳥取県西部広域行政管理組合

- ・鳥取県市町村消防災害補償組合

- ・鳥取県町村職員退職手当組合

- ・鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審議会

- ・鳥取県町村非常勤公務災害補償等認定委員会

- ・鳥取県町村非常勤公務災害補償等審査会

- ・西伯郡南部土地開発公社

14 町税の取扱いについて

両町で取り扱い等が異なる事項については、次のとおりとする。

(1) 過誤納還付金については、西伯町の例により遡及期間を10年とする。

(2) 基準地点の統一など土地の評価に関する事項は、平成18年度の評価替えの際に調整する。

(3) 納期前納付に対する報奨金の交付限度額の設定については、平成1

6年度においては各町それぞれの取り扱いとし、平成17年度に統一する。

- (4) 納税組合に対する報奨等については、平成16年度においては各町それぞれの取り扱いとし、平成17年度に統一する。

15 使用料及び手数料の取扱いについて

(1) 使用料の取扱い

施設の使用料については、現行のとおりとする。

なお、徴収対象者については、合併時に統一する。

(2) 手数料の取扱い

両町が同一の取り扱いをしている事項についてはその取り扱いにより、いずれかの町のみが規程を設けている事項については、当該取り扱いによる。

(3) 占用料の取扱い

両町が同一の取り扱いをしているので、その取り扱いによる。

16 補助金等の取扱いについて

すでに協議された事項を除くほか、当面次の方針で新町発足後早い時期に統一を図る。

なお、「南部町まちづくり計画」を踏まえて、補助金等の目的・効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直しを行うこととする。

両町で同一あるいは同種の団体に対する補助金等は、関係団体の理解と協力を得て組織統合を推進し、補助金を統一する方向で調整する。

いずれかの町のみにある団体に対する補助金等は、制度の経緯、実績を踏まえ、新町全体の均衡に配慮して調整する。

両町で同一あるいは同種の事業に対する補助金等は、制度を統一する方向で調整する。

いずれかの町のみで実施している補助金等は、制度の経緯、実績を踏まえ、新町全体の均衡に配慮して調整する。

他の補助金等と整理統合できる補助金等については、整理統合の方向で調整する。

17 字名の取扱いについて

- (1) 新町での字の名称は、各町の字の名称とする。

- (2) 新町において地方自治法第 1 6 条の規定に基づき公布する条例、規則その他の規程における字名の表記は、会見町の例によることとする。

18 公共的団体の取扱いについて

両町に共通している団体は、原則として新町発足時に統合するよう調整する。新町発足時に統合できない団体等については、新町発足後可能な限り早期に統合するよう調整する。

なお、独自の団体については、現行のとおりとする。

19 慣行の取扱いについて

町章、町民憲章、町の木・花、町の歌、各種宣言などは、新町において住民参画的手法により調整する。

表彰・顕彰制度は、新町において調整する。ただし、現在の名誉町民は、新町において引き続き顕彰する。

20 国民健康保険事業の取扱いについて

両町で取り扱い等が異なる事項については、次のとおりとする。

- (1) 税率及び徴収方法については、平成 1 6 年度は各町の取り扱いによることとし、平成 1 7 年度に統一する。
- (2) 保健事業は、新町において調整する。
- (3) 無診療者表彰は、会見町の例による。

21 介護保険事業の取扱いについて（趣旨再掲）

引き続き南部箕蚊屋広域連合において事務処理を行うこととする。

22 消防団の取扱いについて

- (1) 新町発足時に消防団を統一し、8分団とする。
- (2) 報酬の取扱いについては西伯町の例、出勤手当については会見町の現行の基準による。
- (3) 団員の資格年齢については会見町の例により18歳以上48歳以下とする。

23 各種事務事業の取り扱いについて

各種事務事業の取り扱いの方針は、次のとおりとする。

(1) 議会

常任委員会の構成及び委員数は、西伯町の例による。
議会広報の発行は、西伯町の例による。

(2) 選挙

投票区は、各町の例によることとする。
開票区は1とし、開票所は新町において調整する。
町長選挙、町議会議員選挙において選挙公報を発行する。

(3) 防犯灯

防犯灯設置は、西伯町の方式による。

(4) 総合計画審議会

町議会議員の委員は置かないこととする。
公募等による委員を置くこととする。

(5) 集落有施設等助成事業

集会所等の新築にあつては会見町、その他にあつては西伯町の例により助成する。

(6) 定住促進奨励制度

西伯町の例による。

(7) 国際交流・国内交流の取扱い

両町の交流を継続する。

(8) 広報の取り扱い

町広報紙は、経費の削減に配慮しつつ発行する。
CATVの整備を前提にして、情報技術を活用した広報に取り組む。
新町発足までの各町の町誌については、新町において編集・刊行する。

(9) 出納事務

相談業務については、各町の役場において窓口を設ける。

各町の指定金融機関等を引き続き新町の指定金融機関等に指定するものとする。

併せて、日本郵政公社において公金の取り扱いが行えるよう調整する。

(10) 県からの権限移譲

いずれかの町が移譲を受けている事項について引き続き移譲を受ける。

(11) 電算処理業務

原則として、会見町の方式に統一する。ただし、図書の管理システムは西伯町の方式によることとし、地籍データシステムについては、新町において調整する。

(12) 防災

地域防災計画は、両町の現計画を基に新町において速やかに作成する。災害対策本部組織は、庁舎の利用形態を踏まえ、新町において速やかに構築する。

防災無線は、新町発足時に一元的運用を行えるよう調整する。

(13) 交通安全

交通安全指導員組織は、新町発足時に統合する。

交通安全補助金は、平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に統一する。

(14) 地籍調査

各町の調査方針を継続するとともに、担当職員を増員し、全域の調査を早期に終了するよう努める。

(15) ゴミ処理

両町で取り扱いが異なる事項については、次のとおりとする。

分別の区分は、会見町の例による。

収集回数は、分別区分に応じて回数が多い方に統一する。

ごみステーションの設置補助は、会見町の方式による。

不燃物用の収集袋の指定は行わないこととする。

(16) 環境基本計画

西伯町の例により、新町で策定する。

(17) ISO14001

新町発足後、全庁的に認証を取得し、維持する。

(18) 健康対策

疾病予防事業

両町で取り扱いが異なる中学3年生を対象とするインフルエンザ予防接種は実施することとし、費用の1割を保護者負担とする。

母子保健事業

実施内容等を各町のいずれか水準の高い方に統一するよう調整する。

食生活改善推進事業

会見町の補助金制度を適用する。

高齢者の健康診査

基本健康診査は全額町負担、その他は原則として費用の1割を受診者負担として実施する。

(19) 児童福祉

放課後児童クラブ

対象者は小学校1年生から3年生までとし、他の実施条件等を平成17年度に統一して実施する。

保育業務

ア 保育時間は、平成17年度以降午前7時30分から午後6時30分までに統一する。

イ 保育料は、平成17年度に統一することとし、新町において調整する。

(20) 社会福祉

慰霊祭・献花式

新町において調整する。

町単独児童福祉手当・母子福祉年金

平成17年度から、児童福祉手当に統一する。

あいのわ銀行

西伯町の例による。

(21) 障害者福祉

ストマ装具補助

自己負担額の2分の1補助とする。

人工透析患者通院助成

公共交通機関利用額相当の2分の1補助とする。

重度心身障害者福祉タクシー利用助成

利用1回当たり500円とし、年間48回を上限とする。

(22) 人権・同和施策

あらゆる差別をなくする総合計画

新町において作成する。

同和対策推進協議会支援

補助金については、平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降の取り扱いについては新町において調整する。

地区活動費

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降の取り扱いについては新町において調整する。

生活相談員

2名を配置する。

新規学卒者就職奨励金

会見町の例により制度化する。

人権教育推進員

2名を配置する。

同和教育推進組織

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に統一する。

人権・同和教育推進委員

町長の委嘱による委員として、**行政区**単位で任命する。

町進学奨励制度

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に統一する。

隣保館・児童館

各町の例による。

(23) 町独自医療費助成

町単独障害者医療費助成制度

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に、助成対象

者は会見町の例に、助成対象費用については西伯町の制度に統一する。

町単独ひとり親家庭医療費助成制度

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に西伯町の制度に統一する。

町単独就学前小児医療費助成制度

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降西伯町の制度を適用する。

(24) 老人福祉

在宅介護支援センター

新町全域を所管する基幹型支援センターの下、各中学校区を所管する地域型支援センターを設置する。

緊急通報装置

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度に、システムは会見町の例により、設置料の負担は西伯町の例により統一する。

敬老会

集落・地区が主催して実施することとし、財政的な支援を行う。

町主催金婚式

町の行事としては廃止する。

町単独針・灸・マッサージ施術費補助制度

両町同一の制度であり、新町において継続する。

町単独介護用品支給

会見町の例により実施する。

介護予防地域支えあい事業

各町が実施しているメニューを引き続き実施する。

(25) 農業振興

農政審議会

会見町の例により、新町発足後速やかに構成する。

学校給食における地産地消の取り組み

各町の活動を継続する。

定年帰農セミナー

西伯町の例により実施する。

町単独転作奨励事業

平成16年度は会見町の例によることとし、平成17年度以降の取り

扱いは新町において調整する。

小規模土地改良事業

平成16年度は会見町の例によることとし、平成17年度以降の取り扱い
扱いは新町において調整する。

財団法人西伯町農村振興公社

出捐を継続する。

(26) 畜産振興

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降の取り扱いは新町において調整する。

(27) 林業振興

町行造林事業

西伯町の例により実施する。

有害鳥獣対策

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降の
扱いは新町において調整する。

(28) 商工業振興

中小企業小口融資制度

両町において取り扱いが異なる事項は次のとおりとし、制度を統一する。

ア 金融機関は、現在いずれかの町において取り扱いを行っている機関
全てとする。

イ 新規事業者への貸付は、事業実績が6月以上の業者に対し、設備資
金・運転資金を貸付対象とする。

ウ 保証人の要件は2人以上とする。

同和地区中小企業融資

両町において取り扱いが異なる事項は次のとおりとし、制度を
統一する。

ア 保証額は、1業者当たり1,000万円以内とする。

イ 金融機関は、現在いずれかの町において取り扱いを行っている機関
全てとする。

ウ 新規事業者への貸付は、事業実績が6月以上の業者に対し、設備資
金・運転資金を貸付対象とする。

エ 保証人の要件は2人以上とする。

工場設置奨励制度

両町において取り扱いが異なる事項は次のとおりとし、制度を統一する。

ア 交付対象は、設備資金1,000万円以上、従業員数30人以上の企業とする。

イ 奨励金は、固定資産税額の100分の100とし、課税開始から3か年度とする。

プレミアム商品券

西伯町の例により発行する。

(29) 観光振興

観光協会

現西伯町観光協会の活動を発展的に新町全域に拡大できるよう支援する。

ふるさとガイドの会

会見ふるさとガイドの会の活動を発展的に新町全域に拡大できるよう支援する。

財団法人西伯町地域振興会、会見・岸本・溝口地域振興株式会社

それぞれ出捐・出資を継続する。

(30) 水道事業

供給体制・使用料は、現行のまま新町に引き継ぐこととし、新町発足後、水道事業の統合及び料金体系の検討を行う。

(31) 下水道事業

各町の事業・使用料金は、現行のまま新町に引き継ぐこととし、新町発足後早い時期に料金体系の統一を図る。

処理施設未整備区域については、各区域の特性に応じた手法により整備を進める。

受益者分担金・加入金及び利子補給制度は、西伯町の例に統一する。

(32) 道路管理

町道認定

現在の町道を新町に引き継ぐが、級別の取り扱いについては、

新町発足時に基準の統一を図る。

町道局部改良事業補助

会見町の制度を引き継ぐ。

除雪

ア 対象路線・区間は、各町の例による。

イ 除雪開始積雪深は、両町が現在基準としている15cmとする。

(33) 道路改良地元負担金

負担率は西伯町の例、上限額は会見町の例により制度を統一する。

(34) 町道舗装地元負担金

負担率は、道路改良地元負担金の西伯町の例、上限額は会見町の例により制度を統一する。

(35) 急傾斜地崩壊防止対策事業負担金

両町で取り扱いが異なる住民負担金は、新町において調整する。

(36) 町営住宅

各町の取り扱いを引き継ぐ。

(37) がけ地近接危険住宅移転事業費補助

会見町の制度を引き継ぐ。

(38) 小学校

学校

各町の学校を引き継ぐ。

校区

新町発足時は現行のとおりとし、新町発足後、検討を行うこととする。

学校安全会負担金

西伯町の例により保護者から負担金を徴収する。

通学助成

通学バスの運行方法、通学費の助成などについては、平成16年度は各町の例により、平成17年度以降については新町において調整する。

(39) 中学校

学校

各町の学校を引き継ぐ。

校区

新町発足時は現行のとおりとし、新町発足後、検討を行うこととする。

学校安全会負担金

西伯町の例により保護者から負担金を徴収する。

通学助成

平成16年度は各町の例によることとし、平成17年度以降については新町において調整する。

修学旅行

平成17年度以降合同実施をすることを前提として調整する。

(40) 給食センター

新町発足後早い時期に調理業務の一元化を行う。

(41) 社会教育

社会教育委員

委員数を15名とし、新町の教育委員発足後速やかに委嘱する。

生涯学習のまちづくり推進本部

会見町の例により組織する。

成人式

新町で統合して実行委員会方式により実施することとし、詳細については新町で調整する。

(42) 社会体育

体育指導委員

委員数を12名とし、新町発足時に委嘱する。

スポーツ振興審議会

新町発足時に委員数を7名以内として構成することとし、関係行政機関職員委員は廃止する。

町民スポーツ大会

平成17年度は、新町一体感醸成事業として町の主催により実施する

こととし、翌年度以降は、住民の自主的運営を前提として実施する。

プール開放

西伯町の例により開放する。ただし、会見第2小学校については、現在の方式を引き継ぐ。

(43) 図書館

西伯町立図書館を本館、会見町公民館図書室を分室とし、一元的に蔵書管理を行う。

(44) 文化振興

文化財

新町に引き継ぐ。

文化財管理費補助金

平成16年度は各町の例により、平成17年度に統一する。

無形文化財等実施補助金

平成16年度は各町の例により、平成17年度以降の取り扱いは新町で調整する。

(45) 公民館

中央公民館

各町の中央公民館制度は廃止し、生涯学習センター（仮称）を整備する方向で検討する。

公民館運営審議会

委員数を15人とし、新町発足時に委嘱する。

地区公民館協議会委員

西伯町の例により委嘱する。

(46) 行政区

行政区は、各町の例による。

要検討事項

(47) 西伯病院

西伯町の例による。

(48) コミュニティバスの運行

交通移動制約者を始め、全ての町民の足としてコミュニティバスを運行する。

(49) 審議会委員等の選任

審議会委員等の構成に当たっては、男女共同参画社会の推進を踏まえて行う。

(別表)南部町発足時の事務組織

組織の区分	職員数	法勝寺庁舎	天萬庁舎	その他
総務課	10	10		
財政課	5	5		
企画政策課	8	8		
税務課	7	7		
町民生活課	10	6	4	
人権施策課	5		5	
子育て支援課	4	4		
健康福祉課	17			17
産業課	8	1	7	
地籍調査室	9		9	
建設水道課	13	13		
出納室	2	2		
議会事務局	2	2		
農業委員会	2		2	
教育委員会事務局	9	1	8	
公民館(西伯)	5			5
公民館(会見)	2			2
地域政策課	4		4	
合併対策課	4		4	
図書館	3			3
給食センター(2)	8			8
小学校(2)	2			2
中学校(2)	2			2
派遣等	3			3
すみれ保育園	11			11
つくし保育園	14			14
さくら保育園	6			6
ひまわり保育園	5			5
計	180	59	43	78

調 印 書

西伯郡西伯町及び会見町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく西伯町・会見町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年2月26日

西 伯 町 長

会 見 町 長

立 会 人

鳥 取 県 知 事

西伯町議会議長

会見町議会議長